

令和6年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

日時：令和6年9月18日（水）

午後2時から午後4時まで

場所：大阪府立障がい者自立センター

1階 大会議室

《開会》

○司会（地域生活支援課） ただ今から、「令和6年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会 高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の開会に先立ちまして、大阪府福祉部医療監よりごあいさつを申し上げます。

○医療監 皆さま、こんにちは。大阪府福祉部医療監の永井でございます。

本日は、大変お忙しいなか、また、残暑が非常に厳しいなか、会議にご参加いただきましてありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日、大阪府におきましては、従前より高次脳機能障がいの支援拠点である「障がい者医療・リハビリテーションセンター」、また、堺市における支援拠点である「堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター」、この相互協力のもと、専門的な相談支援や訓練を提供するとともに、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所などの研修の実施、また、府民に対する高次脳機能障がいに関する啓発など、高次脳機能障がいのある方々に対する支援事業に積極的に取り組んでまいりまして、少しずつではありますが、各地域においても支援の輪が広がっているものと実感しております。

また、令和6年度の障がい福祉サービス等の報酬改定におきまして、高次脳機能障がいのある方への支援に対する評価が初めて盛り込まれ、地域における支援体制の強化につながるのではないかと期待しているところでございます。

昨年度、本部会におきましては、地域支援ネットワークの再構築や普及啓発、そして、子どもの高次脳機能障がいの支援の方向性に関しまして、様々なご意見をちょうだいしたところでございます。

本日は、これらの取組みの状況をご報告させていただくとともに、今後の方向性についてご意見をちょうだいできればと思っております。いただいたご意見を参考にさせていただきながら、高次脳機能障がいのある方々とそのご家族等に対する支援に、今後も努めてまいりたいと存じます。皆さま方にも、より一層のご理解とご協力やご支援を賜ればと思っております。本日は、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

《委員紹介》

○司会（地域生活支援課） それでは、本日ご出席の委員の皆さまを、お手元の名簿に沿ってご紹介させていただきます。社会福祉法人豊中きらら福祉会 第2工房「羅針盤」 施設長の奥田委員でございます。

続いて、リモートでご参加いただいています、社会福祉法人川西市社会福祉協議会 事務局局長兼ボランティア活動センター所長の高田委員でございます。

続いて、リモートでご参加いただいています、東大阪市福祉部障害者支援室 障害施策推進課 課長の手嶋委員でございます。

次に、社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会 障害者相談支援センターかたの 管理者の仲委員でございます。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪障害者職業センター 次長の中村委員でございます。

なやクリニック 副院長の納谷委員でございます。

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課長の三浦委員でございます。

また、オブザーバーとしてご出席の皆さまをご紹介します。

箕面子ども家庭センター 所長の福田さまでございます。

大阪府こころの健康総合センター 所長の平山さまでございます。

続いて、事務局ですが、大阪府地域生活支援課、大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターが出席していますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、委員 12 名中 7 名のご出席をいただいております、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会運営要綱第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを申し添えます。

《資料確認》

○司会（地域生活支援課） それでは、議事に移ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、委員名簿、本部会運営要綱、資料 1～3、参考資料 1～5-2、「第 5 回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」のちらしになります。不足のものはございませんでしょうか。はい。

《会議の運営確認》

○司会（地域生活支援課） なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえ、大阪府の会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することとしております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は、一部非公開となりますので、傍聴の方にはご退席いただくこととなります。各委員におかれましては、プライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局までお申出ください。

それでは、早速ですが、議題に移りたいと存じます。ここからの進行は、部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○部会長 大変暑いなかの会議ですが、できるだけ速やかに進めたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

《議題 1》

○部会長 それでは、お手元の次第の議題 1「地域支援ネットワークの再構築について」と

ということで、事務局からご説明を願います。

○事務局（地域生活支援課） それでは、議題1「地域支援ネットワークの再構築について」、大阪府福祉部地域生活支援課よりご説明いたします。

それでは、議題資料1の1ページ目をご覧ください。令和3年度第2回部会において、地域支援ネットワークを再構築するための研修を実施していきたいとご説明させていただき、令和5年度は、「1. これまでの取組み」に記載のとおり、府内の2圏域（泉州圏域と中河内圏域）で研修を実施しました。

「2. 令和6年度の取組み」の欄をご覧ください。今年度、研修を実施予定としていた三島圏域と北河内圏域について、今年度の4～9月に事務局会議を実施のうえ、次のとおり研修を開催する方向で決まりました。

まず、三島圏域についてですが、令和6年9月7日（土）に研修が実施されました。三島圏域は、事務局会議での検討の結果、高次脳機能障がいについての基礎講義に加え、高次脳機能障がいを取り巻く社会資源についての理解を推進するという観点から、制度説明や、連携例の報告も交えた社会資源に関するパネルディスカッションが実施されました。

大阪府のほうからも、数名が当日の研修に立ち会いさせていただきましたが、当日は80名ほどの多くの方にご参加いただきました。研修の内容については、藍野大学の教授に講義いただいた後、パネルディスカッションでは三島圏域内の社会資源についての説明がありました。この研修を通じて、ご参加いただいた方からは、三島圏域のなかで、高次脳機能障がいを、今後、ニーズに応じて圏域内のどの地域資源につなげばいいのかということについて知識が深まったかと思込まれるので、そうした意味で、地域支援ネットワークの再構築に資する研修であったかと考えています。

次に、北河内圏域についてですが、令和6年9月28日（土）に開催予定となっています。北河内圏域は、これから圏域内で高次脳機能障がいのネットワークを広げていくという趣旨のもと、新たな支援者の参加を想定した基礎講義や、支援における困りごとをもとにしたグループワークの実施を予定しています。

大阪府としては、研修実施にあたって、市町村の関係各者と調整し、研修の参加や関係機関への周知に関しての協力依頼を実施しました。今後も、多職種・多機関から多くの方に研修にご参加いただくことで、地域支援ネットワークの再構築を図っていきたいと考えています。

2ページ目をご覧ください。「令和7年度の取組みの方向性」の欄についてご説明いたします。令和7年度は、大阪市圏域と豊能圏域において、地域支援ネットワークを再構築するための研修を実施できればと考えており、その調整状況の報告となります。

まず、①ですが、令和6年7月に、大阪市圏域において、精力的に高次脳機能障がいの患者の受入を行っている医療機関との意見交換を実施し、研修実施にあたっての中核的機関を担うことの承諾をいただきました。その後、大阪市役所にも協力依頼を実施しました。

次に、②ですが、豊能圏域においても、精力的に高次脳機能障がいの患者の受入を行って

いる医療機関との意見交換を実施し、研修実施にあたっての中核的機関を担うことの承諾を得ました。その後、令和6年8・9月に、豊能圏域内の全市町に対し協力依頼を実施しました。

今後、両圏域における事務局メンバーとして、例えば、日中活動系の事業所、当事者家族会、相談支援事業所などに参画を依頼する予定です。年明けを目処に顔合わせを行ったうえで、両圏域のネットワーク事務局の立ち上げを行っていく予定としています。

また、現状、個別ケースでの連携に止まっている圏域については、1圏域ずつ、地域支援ネットワークの再構築を綿密に行っていくという観点から、令和7年度までは、1年度当たり2圏域ずつでの実施とし、南河内圏域については令和8年度の実施を目指していきます。

また、令和8年度以降、過去に地域支援ネットワークの再構築のための研修・地域別実践研修を実施した圏域について、ネットワーク拡充の観点から、再度、研修の実施を目指していけたらと考えています。

3ページ目をご覧ください。「3. 各圏域ごとの活動状況及び支援機関について」として、各圏域ごとに、地域支援ネットワークの有無や、圏域内の支援機関等を抜粋のうえ掲載しています。左上から、①豊能圏域、②大阪市圏域、③堺市圏域、④泉州圏域、次に、右側が、⑤三島圏域、⑥北河内圏域、⑦中河内圏域、⑧南河内圏域の状況を掲載しています。

次に、4ページ目をご覧ください。「4. ネットワークのイメージ」として、今後、各圏域で充実・再構築を目指すネットワークのイメージを掲載しています。

まず、高次脳機能障がいのある方を中心として、そこに、行政機関、教育機関、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各種相談機関、当事者家族会など、各支援機関が網目状につながり、そこに対して、大阪府としては、圏域内からの相談を承るであったり、受けた相談を踏まえて援助や助言を行うという側面的かつ広域的な支援を行っていけたらと考えています。右下にも記載しているとおり、各圏域の中心的役割を担ってくださる機関が中心になって連携し、自主的に運営がなされていくという状態が望ましいと考えています。

5ページ目をご覧ください。ここで、「中河内圏域 地域別実践研修報告」ということで、現在も圏域内で地域支援ネットワークが機能している中河内圏域に関して、八尾はあとふる病院リハビリテーション部さまに、ネットワークの活動状況等について、ご説明やご報告をいただければと思います。

中河内圏域の報告を一つの参考として、皆さまには、地域支援ネットワークを各圏域でつくっていくなかで、参考になる点や、抱えている課題をどのように解決していくのがよいかなど、様々なご意見をいただければと考えています。

なお、地域支援ネットワークは、各圏域で地域の実情等に応じで様々な形があってもいいべきものであるため、今回の中河内圏域でのご報告は、あくまで地域支援ネットワークの一例としてのご説明です。なので、すべての圏域が、中河内圏域のとおり形成・活動しなければいけないという意図はありませんので、念のため申し添えます。それでは、よろしくお願いたします。

○八尾はあとふる病院 よろしくお願ひします。八尾はあとふる病院リハビリテーション部です。中河内圏域での活動の報告をさせていただきます。

資料に沿ってご説明するのですが、「中河内圏域高次脳機能障がい支援連絡会の沿革」という資料があります。

中河内圏域高次脳機能障がい支援連絡会は2013年に発足しています。このときに、圏域内の当事者家族会がありまして、その家族会のメンバーから、「圏域で高次脳機能障がいの当事者や家族の方をもっと支援をする形ができないか」ということで、連絡会の活動を企画したところ、同時期に、大阪府の地域支援ネットワーク業務の委託をいただきましたので、ネットワーク業務という形で始めさせていただきました。

それが5年間続きまして、業務委託は2018年3月で終了になったのですが、活動の必要性を感じる運営メンバーがいましたので、運営メンバーの協力をいただきながら、現在も当院を事務局におきまして、細々ながら活動を継続しているという状況です。

2023年4月に、圏域別実践研修を単年度という形で実施させていただきました。

次に、「連絡会の概要」というところをご説明させていただきます。現在は、年2回程度の研修を開催するという形をとっています。どのような研修を開催するかということについては、役員がいて、役員の中からメンバーで内容を企画しています。役員といいますが、当院のメンバーだけではなく、圏域内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会といった施設の方にご協力いただいています。

これまでの活動を3ページにわたって掲載させていただいているのですが、当然、高次脳機能障がいの活動ですので、障がいについて知っていただきたいということで、基礎知識に関わる講義をたくさんしています。そのなかで、グループワークを交えた会があるのですが、これについては、すべてではないのですが、当事者家族会の方にご協力いただき、家族の立場からの話題提供をしていただいて、それに基づいたグループワークなども取り入れているという状況です。2018年9月20日以降の活動については、業務委託は終了になっていますので開催頻度は減っているのですが、そのなかでも、主に圏域内の方に講師として来ていただくという形で、圏域内でどのような取組みをしているのかということを知る機会になっているかと考えています。

これまでの活動の研修以外の部分については、高次脳機能障がいの支援コーディネーターの方にご協力いただき、市役所を訪問させていただいたり、相談窓口のパンフレットを作成したりという取組みも、大阪府さんにもご協力いただきながら取り組んでいるという形です。

地域別実践研修について、昨年度の取組みをご報告させていただくのですが、第1回・第2回という形でさせていただきました。まず、第1回については、八尾市プリズムホールをお借りして開催したのですが、社会復帰を支援した一事例について、医療機関、訪問リハビリからの立場でご報告し、その後で、訪問リハビリから障がい福祉サービスへつなぎましたので、障がい福祉サービスの自立訓練につないだということで、自立訓練の方の報告をいた

できました。そのときは、68名の方にご参加いただいています。様々な立場の方にご参加いただき、医療機関や障がい福祉のみではなく、介護保険関係の方もご参加いただいているという状況です。

第2回のほうは、同じケースなのですが、ケース報告をさせていただいた当事者の方にご登壇いただき、ご自身の経験を支援者との対談形式でお話しいただいたということと、現在、ちょうどその方が就労支援B型事業所で働いておられるということで、支援されているB型事業所の方からも支援状況の報告をしていただきました。

課題と今後の方向性についてなのですが、このような活動をさせていただいてよかったことというのは、地域の事業所の方に講師として登壇いただきますので、事業所の特性を知る機会になっていると思います。それが連携につながった事例ということも聞いています。また、先ほどご説明したように、当事者家族会の方にご参加いただいたりする機会もありますので、当事者や家族の声を聞いていただく機会を持てたということがよかったと思っています。

また、課題については、毎回、研修の開催のたびにアンケートを取らせていただくのですが、「支援の軌道に乗らない方の支援に悩む」という声を聞くことが大変多いです。

今後の方向性としては、そのような支援の軌道に乗らない方もおられるのですが、成功事例も含めて、地域の事例を大切に報告することや協議する形をとることで、なかなか軌道に乗りにくくて難しいなというケースがあったときに相談できるような連携を持つことが、少しでも地域でできればと考えています。

以上で中河内圏域からの報告を終わります。

○事務局（地域生活支援課） ありがとうございます。以上をもちまして、議題1「地域支援ネットワークの再構築について」のご説明を終わります。

中河内圏域の活動報告をご参考に、効果的な地域支援ネットワークの再構築についてであったり、取り組んだ内容や今後の進め方等について、ご意見をいただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長 いかがでしょう。何でも、ご質問やご意見をどうぞ。はい。どうぞ。

○事務局（障がい者医療・リハビリテーションセンター） 今、発表された八尾はあとふる病院さんにお尋ねしたいのですが、2013年からすごく活動をされていて、感心しながら見えていたのですが。

聞きたいところは、2019年12月まで活動を継続されていて、そこから2年が飛んでしまったのですね。この2年が飛んだものの、よくぞ復活したと思って見ていたのですが、この飛んだ原因と、復活できた要因を教えてください。おそらくほかの圏域で活動を始めても、こういうことはたぶんあると思います。そこを、ほかの圏域の方にも参考になると思うので、ぜひお聞かせいただけますか。

○八尾はあとふる病院 ありがとうございます。年時を見ていただいたらご想像が付くかと思うのですが、ちょうどコロナ禍というところになります。

そこで、当院でも、集まるということがまず難しいというなかでしたが、2020 年度も何もしていなかったというわけではなくて、集まらなくてもできることはないかということで、役員メンバーでメールでやりとりをして、例えば、就労移行支援事業所さんに申送るときの送りシートをつくるみたいな活動や、メールでやりとりができるような活動を重ねていました。

それが、すごく、そのシート自体が実践に至ったかということ、どこまで活動ができたかという課題はあるのですが、何かできることはないかということ水面下でやっていたということが、活動の再開につながったかなと思っています。

そして、2021 年 11 月開催の分と、2022 年の分に関しては、おそらくリモートで開催した分かと思います。加えると、リモートという環境が整って再開できたということも大きかったかなと思っています。

《議題2》

○部会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。また後でいくらかでも質問していただければと思いますので、次の議題2に行きましょう。

○事務局（地域生活支援課） それでは、議題2「高次脳機能障がい者の普及啓発の方向性について」、大阪府福祉部地域生活支援課よりご説明いたします。

それでは、議題2の資料をご覧ください。ページ数で言いますと 15 ページ目になります。まずは、「1. 普及啓発イベント」についてです。一般府民を対象として普及啓発を図ることで、自分や家族の身に起きたときの対応について知ることができ、その結果、適切な支援機関により早くつながることができると考えられることから、大阪府としては、これまで集客施設、なかでもイオン株式会社との包括連携協定に基づく公民連携の取組みとして、イオンモールにてイベントの実施による普及啓発を行ってきました。今年度の6月8日に、イオンモール鶴見緑地にてイベントを実施しました。

イベントの内容としては、令和5年度に引き続き、高次脳機能障がいの方を知らない家族連れの方などに足を止めてもらえるよう、輪投げの屋台や、障がい者スポーツであるボッチャの体験を実施しました。加えて、万博とのコラボということで、撮影会では、もずやんだけではなく、ミyakumiyakuとも写真が撮れるようにしました。ミニ講義や脳トレ体験などの参加も、ほぼ定員枠まで達し、アンケートでも前向きな意見が多くありました。また、昨年度と同様に、撮影会が人気を博し、買い物客などの関心を多く集められました。相談ブースでの対応を希望される方もたくさんいるなど、高次脳機能障がいについて認知度が高まり、関心が多く寄せられていると感じました。

今回は、万博とのコラボは継続して行いつつ、高次脳機能障がいを知ってもらうコーナーを充実させるとともに、普及啓発の観点から、より高次脳機能障がいについて知ってもらうことができるよう、内容を検討していきたいと考えています。

16 ページ目をご覧ください。「2. 普及啓発用ツール」についてです。普及啓発を行う

ため、府民や支援者などが、いつでも気軽に知識を習得することができるような普及啓発用ツールの作成・公開に向け、昨年度は、「①事故や脳の病気のあともしかすると…」と、「②診断してもらうには～発達障がい・認知症との違い～」の2本について、令和5年12月に大阪府ホームページで公開しました。

令和6年度は、「③家庭内でこんなことありませんか？ ～事故や脳の病気のあともしかすると～」と、「④買い物先・役所・銀行でこんなことありませんか？ ～事故や脳の病気のあともしかすると～」の2本について、構成員の意見を伺いながら制作中で、今年度は、1回目の検討会を令和6年8月16日に開催しました。引き続き、2回目の検討会でも意見を伺いながら、今年度中に公開できるよう準備を進めているところです。

次に、17 ページ目をご覧ください。「3. 大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」についてです。一般社団法人日本損害保険協会の助成事業である、「大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」の実行委員会に、大阪府障がい者自立相談支援センター職員が事務局メンバーとして参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して講習会を実施しているもので、実行委員長は部会長が担われています。

今年度は、「第5回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」として、堺市立健康福祉プラザ大研修室での対面開催とし、講習会の様子を、後日、YouTube でオンデマンド配信する予定です。開催日時は、令和6年11月23日、内容は、基礎講座として「高次脳機能障がいの基礎知識と最近の動向」と、当事者・家族・支援者の体験談を行う予定です。

次に、18 ページ目をご覧ください。「4. 令和6年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」についてです。令和6年度障がい福祉サービス報酬改定により、「高次脳機能障害（者）体制加算」が新たに創設されたことに伴い、令和6年2月19日、厚生労働省から、高次脳機能障害支援養成研修の実施に係る課長通知や、実施要綱などが発出されました。

それを踏まえ、高次脳機能障がいについての知識を得ることや、その障がい特性を理解することで、その特性に応じた支援が実施でき、令和7年度以降の大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修の講師などとして協力いただく方を養成する目的もあり、令和6年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修の基礎研修・実践研修の1回目を、令和6年7月2日から7月30日にかけて実施しました。

令和7年度以降の本研修の講師などとして協力いただく障がい福祉サービス事業所などに従事する支援者を養成することを目的とし、対象を限定して実施しました。定員は30名程度でしたが、反響が大きく、定員の倍以上の方に申込みいただきました。

次に、19 ページ目をご覧ください。同じく、令和6年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修についてです。1回目の研修の申込状況や受講ニーズを踏まえ、下記のとおり令和6年度の2回目を今年度12月に実施予定ですので、そのご説明となります。詳細については19 ページ目に記載のとおりです。なかでも、対象者については、1回目と同様、令和7年度以降の本研修の講師などとして協力いただく方を養成することを目的とし、対象を限定して実施する予定ですが、1回目の研修で設けていた過去の研修受講実績については、2

回目では問わないこととしています。

最後に、20 ページ目は、令和6年度の障がい福祉サービス報酬改定に伴い、新たに創設された、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」の算定要件などについて、参考として記載しています。

資料の説明は以上です。様々な観点からご意見をいただければと思います。こちらからは以上です。よろしくお願いいたします。

○部会長 いかがでしょうか。ご質問をどうぞお願いします。

○委員 二つありまして、一つは、普及啓発のイオンでの普及啓発イベントについて、6月8日に行われた鶴見緑地のイベントについて、私は行けなかったのですが、毎晩、高次脳機能障がいの方が、夜 10 時になったら YouTube でお互いにウェブでしゃべりながら、自分たちの体験談等を話されている集まりがあるのですけれども。

そのなかで、ある方が、このイオンモールでのイベントに参加したということと、パンフレットの送付をスタッフにお願いしたら送っていただけただけということ、すごく喜んでおられました。年に1回しかないの、いつもどうなるかなと思っているのですが、そういった声を近くで聞くと、とてもよかったなと思っております。

それと、もう一つは、高次脳機能障害者支援体制加算が相談支援事業所が対象になるというところで、1回目は講師を養成するための研修ということで、なかなか受講のハードルが高くて、地域の方は受けられない人がほとんどでいらっしゃいました。

そもそも高次脳機能障がいでも孤独に相談支援事業所が頑張ってくれているところもありますので、加算が取れるというのはすごく希望になったのですが、なかなか研修のハードルが高くて、一般の指定特定に広がっていかない。

講師養成というのはすごく必要とされることなのですが、やはり裾野を広げつつ、講師の養成というのも考えていただけないものかなというふうに思います。地域では、今回の2回目も受けられるかどうかというところで、少し条件に合わないという方もいらっしゃいますので、その辺をもう少しご説明いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 それと、今の説明では、要は、おっしゃっているように、受けたいけれども、なかなか受けられない。何故受けたいのかというと、障がい福祉サービスの報酬に結びつくからですね。

○委員 そうです。1日につき60単位又は30単位が出るということで、やはり高次脳機能障がいの方は、様々な事情があって、支援者が一人で支援をするにあたっては、憔悴するような場面もあると思います。

そういうときに、こういう研修に行って、自分たちの努力が報われるのだなというところは、相談支援事業所には結構明るい光だったのかなと思うのですけれども。ちょっとハードルが高いなということで、「これでは全員が受けられないな」という、残念だなというところであったので、もう少しその真意というのをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 その障がい福祉サービスの報酬の話を、もう少しわかりやすくご説明いただけますでしょうか。

○事務局（地域生活支援課） 今年度を実施した研修については、最初言い訳から入るようで恐縮なのですが、厚生労働省からの通知が2月にあって、その旨の中身については3月に案内があったというところで、大阪府としては、予算取りも含めて、全然準備ができていなかっただけなのですけれども。

取り急ぎ、今年度は令和7年度以降に実施する高次脳機能障がい支援者養成研修を実施するための準備として、講師等として協力をいただける支援者を養成するための研修として実施することとしましたので、受講要件も限定して実施することになったのですけれども。今の受講ニーズや、申込者が定員の倍以上の申し込みがあったというところで、やはり受講ニーズは極めて高いのかと思われましたので、12月にまた改めて実施するにあたっては、7月よりも、もっと対象を広げて開催することにしました。なので、相談支援事業所についても、より多く受けていただけるように、12月は開催できたらと思っています。

令和7年度以降については、予算要求、いわば財政当局との調整も含めてこれからになっていくというところで、必ず多くの方に実施できるようにするという確約は、現状は難しいので恐縮なのですけれども。なるべくより多くの方に研修を受講していただいて、せっかく高次脳機能障がいの方への支援に対する報酬上の評価が図られたということで、相談支援事業所も含めて、より多くの事業所に受けていただけるように検討を進めていきたいと考えています。

○部会長 私もよくわからないのですが、皆さんはおわかりなのでしょう。要は、なぜか医療は関係ないのです。福祉のほうで、高次脳機能障がいを一生懸命やっているところには、いろいろな計算式がありますが加算が付くと。で、この加算を付けてもらうためには、一定の研修を受けなければならない。そこを言わないと、何度もそれを言ってもわからないと違いますか。何故みんなが受けたいのか、どうしてこれは多くの受講希望者がいるのかというと、障がい福祉サービスの報酬に結びつくからですよ。

そこを、もう少し公的に説明して、また、何故国が急に制度改正を行ったのか、その辺りももしわかれば。

○事務局（地域生活支援課） 失礼しました。補足として、資料2の最後のページに、今回の令和6年度の障がい福祉サービス等報酬改定の概要の抜粋を記載しているのですが、ここに、今年度、新たに、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」というのが新設されました。

加算の種類としては2種類ありまして、生活介護などの日中活動系の事業所に41単位ということで、ここの生活介護や施設入所支援といった種別の事業所に、この支援体制加算が付く分については、利用者と高次脳機能障がい支援者養成研修を受講された方の割合が50対1で配置したうえで、その事業所を利用されている全体の利用者数の3割の方が高次脳機能障がいであるという事業所。事業所全体の利用者数のうち、3割の方が高次脳機能障がいを有しておられる事業所で、支援者養成研修を受講された方を配置していると、1日

41 単位が付くというのが、一つ目の日中活動系に付く加算になります。

もう1種類が、相談支援事業所に付く加算というのがありまして、そのうちも2種類に分かれています。イというのが、実際に高次脳機能障がいを有する方を支援されている相談支援事業所で、支援者養成研修を受講された方を配置している場合は、1日60単位が付きます。ロの高次脳機能障害者支援体制加算は、高次脳機能障がいを有する方を支援している実績がない相談支援事業所で、支援者養成研修を受講された方を配置している場合は、支援体制整備をしているということで、1日30単位が付きます。

このような加算が新設されたのですが、この加算の具体的な内容や加算が付くということ、国のほうから都道府県に対して事前アナウンスがなされておらず、昨年の秋頃から、「高次脳機能障がいを有する方への支援について評価を検討している」と、国のほうはそのような説明といいますが、障がい福祉サービス等報酬改定を議論している部会においても、具体的な加算のところまで踏み込んだ議論がなされていなかったため、都道府県については、こういう加算の新設の動きがあるというのはキャッチできていなかったというところが、今年度の支援者養成研修の対象者を限定せざるを得なかったという理由になります。

ですので、ほかの都道府県については、支援者養成研修をできる準備が整っていなかったということで、今年度は実施されない都道府県もあるとは聞いています。

そのなかで、大阪府については、高次脳機能障がいを支援していただいている事業所さんは非常に多いですので、事務局のほうで、何とか体制を整えて、第1回目を7月に対象者をかなり限定して30名で実施しました。

で、ご要望が多かったこともありまして、第2回目を12月に定員を倍以上の70名に増やし、また、第1回目は過去5年間に相談センターが実施した研修に参加されている方に限定という条件を付けていたのですが、第2回目については、過去の研修の受講実績を外すこととしました。ただし、まだ対象者を限定しないとイケない状況かと思っていますので、高次脳機能障がいを有する方の支援実績がある事業所さんに限らせていただきたいというところ。補足説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。何故国がこのタイミングで制度改正を行ったのかというのはわかりませんか。

○事務局（地域生活支援課） そうですね。国のほうで、高次脳機能障がいを有する方への支援の法制化も検討されているようなのですが、そのなかで出てきたのかなとは。

○部会長 何かご存じですか。

○事務局（地域生活支援課） ご質問ありがとうございます。その辺の実態のところは承知はしていませんが、われわれの受けとめとしては、そういうふうな法制化の動きが高まってくるなかでの一体的な動きとして捉えています。

○部会長 わかりました。何かご質問、よろしいですか。

何かご質問は、どうぞ。

○委員 すみません。普及啓発の取組みということで、イオンモールでされているイベント

についてお伺いしたいのですけれども。

高次脳機能障がいに関わらず、大阪市においても、障がいに関する普及啓発の様々な取り組みを進めているのですけれども。こういった行政発信の普及啓発というのは、なかなか集客がいつも課題になっていまして、今回、大阪府さんでされているイオンモールでの啓発イベントについて、どれぐらいの集客があったのかということ、わかる範囲でお伺いできればということ、大阪府さんとして、集客力アップのためにされているような工夫などがあれば教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（地域生活支援課） 今年度を実施したイベントについてなのですが、今回、イベントのなかでミニ講義や脳トレ体験を実施して、その定員を30名ということで設定していたのですが、30名の定員がほぼ埋まるような結果になりました。

で、集客の方法については、大阪府では非常に悩んでいるところではあるのですが、使える媒体はなるべく多く使っていくのが一つの手と考えています。大阪府の広報などを司っている所属があるのですが、そこで所有しているSNSのアカウントやプレスリリースも含め、使える媒体は使い、なるべくいろいろな方面から広報をしていくことが大事かと考えています。

一方で、イベントをやるにあたって、どういうふうに周知をしたらもっと多くの方に伝わるのかということ、今もなお大阪府としてまだ悩んでいるところではありますので、広報媒体や、広報・周知方法についてご意見などがもしあれば、ほかの委員の皆さまからもご意見をいただければと思っていますところ。

○部会長 何か広報・周知のいい案、いかがでしょう。隣にいらっしゃいますが、昔、バスでやられていましたよね。ちょっと言ってあげてください。

○委員 今、部会長がおっしゃっていたのは、高次脳機能障がいを含む中途障がい者の問題というのを、阪急バスのなかにモニターがあって、「バスなかムービー」というものだったのですが、今はちょっと違う形になっているかなと思うのですけれど。

そのなかで、中途障がい、高次脳機能障がいの問題、いつ、誰が、どういうふうに起こるか分からない、皆さん、社会全体の問題ですということと、全国にどれぐらいいるのかということ、発信するという形をとっていました。

で、今はちょっとストップしているのですが、ずっと啓発を2年おきぐらいにチャリティーのイベントをしていて、こういう施設があるのを知ってもらうために、最初は大阪音楽大学さんに協力していただいてチャリティーコンサートをして、そのコンサートをやるというチラシ等を配布するのに実行委員会をつくって、地域の不動産屋さんや、大阪脳神経外科の看護師さんにもお手伝いをしていただきました。あと、天満にある大阪保健医療大学さん等、地域の方や関係機関に実行委員になっていただいて、啓発に取り組んだということが過去にありました。

○部会長 今、いろいろな事業所もそうですし、家族会もやっておりますし、大阪府も堺市も様々な広報をやっていますよね。だから、イベントとしてはたくさんあるのですが、それ

が、どれぐらい効果があって、どれぐらい認知度があるのかなのかというのはなかなか難しいですね。

《議題3》

○部会長 そうしたら、また後でということで、次の議題へ行っていただけますでしょうか。
○事務局(地域生活支援課) 続いて、議題3「高次脳機能障がい児支援の方向性について」、大阪府福祉部地域生活支援課よりご説明いたします。資料3をご覧ください。ページ数でいいますと21ページになります。「1. 子どもの高次脳機能障がい家族講座・交流会」の欄をご覧ください。

子どもの高次脳機能障がいで困りごとを抱える家族が、情報を入手したり、思いや体験談を共有するための機会を提供するため、昨年度家族交流会を開催しました。

参加者は4名でしたが、「ほかの家族の思いやお子さまの話を聞いてよかった」、「定期的で開催してほしい」などの意見がありましたので、令和6年度も、令和7年1月から3月の間で開催したいと考えています。

「2. 高次脳機能障がい児の実態調査等について」の欄をご覧ください。改めて、前提としてですが、小児期発症の高次脳機能障がいは、学校生活における勉強や友達関係がうまくいかなくなることで孤立してしまい、症状の悪化や人格形成に悪影響を及ぼすリスクが考えられますが、現在は小児期発症の高次脳機能障がいの支援状況について、その実態が把握できていません。

そのため、令和6年度は、新規事業として府内における小児期発症の高次脳機能障がいに関する実態調査を行い、その結果をもとに支援体制等の課題を整理し、理解促進のためのリーフレットなどを作成する団体等への補助事業を行うことを考えています。補助事業者については、地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センターで、調査先は、教育機関、医療機関、福祉事業所等を考えています。

次に、22ページ目をご覧ください。高次脳機能障がい児の実態調査の概要についてご説明いたします。調査範囲としては、大阪市・堺市立の学校が600件、府内の全府立学校が約200件、医療機関が約30~40件、放課後等デイサービス事業所が約2,200件、あと、当事者及び家族へのインタビュー調査が20~30件を予定しています。その他、大阪市・堺市以外の市町村立学校へも、協力の得られる範囲で調査を予定しています。

調査時期や期間については、府内学校・医療機関とも9月下旬から実施し、調査期間は1か月程度を予定していますが、調査の設問内容などの調整もあり、開始時期が延期になる可能性があります。その後、放課後等デイサービス事業所については、10月以降に実施の方向で検討しています。

設問数は10~15問程度、自由記述が5問程度で、回答方法はウェブ上での入力フォームに無記名で入力いただきます。また、調査依頼をさせていただく際に、高次脳機能障がいについて5分程度の説明動画を添付する予定です。その他、府立学校長会で、実態調査の実

施や、子どもの高次脳機能障がいに対する配慮の必要性についての説明を実施しています。

以上で、資料3「高次脳機能障がい児支援の方向性について」の説明を終わります。

実態調査の結果を踏まえ、作成予定の支援ツールに盛り込む内容や周知方法等、その他高次脳機能障がい児支援について、ご意見をいただけますと幸いです。よろしくお願いします。

○部会長 ありがとうございます。高次脳機能障がい児に関することですので、「これは一言聞いておかないといけない、言わないといけない」ということがございましたら、どうぞ自由に発言していただきたいと思います。どうぞ。

○事務局（障がい者医療・リハビリテーションセンター） 22 ページに、大阪市・堺市立学校、全府立学校、あるいはその2行下に市町村立学校とありますが、これは、私の理解では、そもそも21 ページは障がい児で、子どもで小児ですから、小学校にアンケートをすることをしていたのですが、これは、中学校も高校も含むという意味ですか。

○事務局（地域生活支援課） 含む形で調査をしようと考えています。

○事務局（障がい者医療・リハビリテーションセンター） 中学校や高校にアンケートをしても、それは、小児期の発症の高次脳機能障がいたと、ますますわからなくなるんじゃないかと思います。

もちろん無駄だとは言いませんが、小児期発症の高次脳機能障がいですから、ターゲットは小学校であって、小学校の時期に早く見つけて対応してあげることが大事で、中学校や高校になってしまうと、どの時期に、何がどう起きたかなどというのは、先生ではなかなかわからないし、私は、あまり中学校や高校まで広げても、労多くして功少ないような気もしますけれども。もちろんやることに反対ではないのですけれど。

○事務局（地域生活支援課） そうですね。やった結果、「わからない」という結果になるかもしれないのですが、高校まで含めてやろうということで考えています。

○部会長 確かにおっしゃるように、中学校や高校がどこまで把握しているか。特に小学校で事故が起こった子が順番に上がっていきませんが、だいたい小学校から中学校へ行ったら、もうわからなくなってしまう。で、「あの子、ちょっと様子がおかしいな」ぐらいで終わるのですが、そこら辺をどうするのかというのは、今回の調査で考えていただきたいと。

ただ、中学校や高校で頭をけがする子や病気になる子は非常に多いですね。脳卒中もないことはないし、もちろんバイク事故や自転車事故は非常に多いので、それはそれで、意味はあるかなと思うのですけれど。

ただ、本当にどれぐらい学校が知っているだろうかという気はしないではないです。それから、何度も言いますが、今、学校は、今もそうだろうと思うのですが、発達障がいの対応で非常に忙しいのですね。「発達障がいでも手一杯なのに、高次脳までは手が回らない」というのが、現場の意見だと思います。私も、中学校へ行って、先生に説明をしようと思ったら、そう言われましたけれど。

ただ、確か文部科学省の次官通知で、もちろん発達障がいはやらないといけないのですが、子どもの高次脳機能障がいについても、発達障がいと同じような個別支援計画をつくって

対応しなさいということにはなっておりますので、何もなくていいというわけではないのだらうと思います。

ただ、今おっしゃったように、「そういった子がいるか」、「いないな」で終わりになる可能性が非常に高いのではないかと。学校のなかでの事故は、わかっておられると思うのですけれど。交通事故などになると、なかなか学校がどこまで把握ができるのか、ちょっと心配となりますね。それから、今いる方の調査なのですが、「この間までいたけれど、大変だったな」であったり、「もう卒業したな」等、そんな意見もないことはないのかなと思うので、そういうプラスアルファで「対応されたことがありますか」みたいなことを聞かれてもいいのかなと思いました。

ほか、どうでしょうか。どうぞ。これだけ具体的な提案なので、いかがですか。オブザーバーの方々も遠慮なく。

○オブザーバー すみません。今、聞いていて思ったのですが、児童相談所にいると、高次脳機能障がいに関わることがそれほど多くはなくて。

ただ、私の業務経験で見ても、なかには、例えば、療育手帳を取得に来られる方で、元々の知的障がいということではなくて、後天的に事故やご病気によってなられたのだらうなということがわかることもあります。療育手帳には該当される方もされない方もありますが、18歳未満の発症であれば、知的障がいの定義には合致するので、私自身も、そういう方に何名かはお会いしたことがありますし、子ども家庭センターでお会いするケースの中で親御さんが高次脳機能障がいの状態であってという方も何名かはいらっしゃいました。

たぶんこの実態調査をされるときに、教育の現場等では、おっしゃっていたように、知的障がいや発達障がい等がすごくある、あと、虐待であったり、その辺に翻弄されているところではあるので、高次脳機能障がいにはっきりあたるケースは比較的少ないのかなというのと、あったとしても、高次脳機能障がいという観点できちんと把握ができていないケースがあるのかなと思うので、そのあたり、「こういう方がいらっしゃれば、それは高次脳機能障がいに当たり得るんだよ」というような説明も含めて、調査をしていただければいいのかなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。虐待もそうですが、虐待が問題になったときも、親にご飯を食べさせてもらえなくて、低栄養の脳損傷になった子がいました。そういう虐待による脳損傷の子もやはりいるのかなといったことで、ご指摘いただき、ありがとうございました。ほかにございませつか。どうぞ。

○事務局（障がい者医療・リハビリテーションセンター） 私は素人なので、ちょっと思うのですけれど。学校にアンケートをしても、要は、アンケートに答えるのはたぶん誰か一人の先生で、「君、やっておきなさい」と任された人がやるだけで、その人がどれだけ情熱があるかによって、たぶん結果は全然変わってきて、まして、一人の人が、全校生を把握するなどということは、顔も会ったことがない子がたくさんいるなかで、ほとんど無理で。

そういう意味で、学校の先生というのが、どれだけ熱意があるかわからなくて、本当は、

例えば、全部の小学校に、子どもの頃に、例えば、10歳までに脳の疾患にかかったこと、脳の事故に遭ったお子さんで、何か「おや？」と思う症状がある方は、どうインターネット上のここにアクセスしてくださいと。で、個人の守秘義務は完全に守られますというような形で、たぶん一番熱心なのはお母さんだと思います。

そのお母さんに直接メッセージをダイレクトに届けて、お母さんが、誰にも知られない環境でアクセスできるというのが一番望ましいと。それで、アクセスして来てくれた人に、今度、改めて、小さいお子さんがいてご苦労をされたと思いますが、どんな苦労がありましたか、どんな手を差し伸べてほしかったですかというようなことを聞いてあげると、一番熱心に答えてくれて、それが、一番核心に至る最も速い方法だというような気もします。

○部会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

ここからは、ちょっと広げましょうか。今日は三つのテーマで提案等がございましたけれど。地域ネットワークの問題と、研修の問題、子どもさんの問題と、聞き忘れたことや、言い忘れたご意見がございましたら遠慮なしに。はい。どうぞ。

○委員 最初の議題1の地域支援ネットワークの再構築について、八尾はあとふる病院さんにお伺いできたと思うのですが、これまでの活動で、最初に業務委託があって、委託が終了した際に、続けていくかどうかというところはやはり考えられたと思います。

で、実際いろいろなニーズがあって、「やっぱりこれは続けていくべきじゃないか」ということで、現在も継続されていると思うのですが、継続していくうえで、運営していったりするなかで見つかった課題というか、もっとこういうサポート等の形があれば、自分たちのやっていきたいことができたのではないかとあったり。

今回も、また各圏域でネットワークが構築されて、堺市以外のところは、結構、委託が終了したタイミングで、豊能圏域でいうと、だいたい1年半ぐらいはメーリングリスト等で情報の交換や共有があったりはしていたのですが、だんだんそこに送られてくるメールが緩やかになくなっていったというのが印象だったのですが、課題や、継続できたポイントみたいなものがあれば、改めて教えていただけたらなと思います。

○八尾はあとふる病院 ありがとうございます。そうですね。実際のところを言いますと、院内の理解がなかったら、なかなか継続は難しかったというのが正直なところでは。

この連絡会の活動というのは、もちろん私一人でやっていることではありません。病院で地域活動チームというチームがありまして、そこで高次脳だけではなくて、「地域に向けた発信をしていこうよ」ということを、身障系の病院ですので、健康に関わること等、様々な発信をするような活動を企画しているチームがあるのですが、そのチーム活動のなかに入れてもらったということで、院内の理解はちょっと高まったというところがあると思います。

そこで運営に携わるような、リハビリテーション部だけではなくて、事務に関わるようなスタッフ等の協力を得られたということで、活動が継続できているというのがあります。

ただ、もちろん財源があるわけではないので、やはり協力いただけるという熱意だけで講

師の方も来ていただいているので、講師料を圏域だけ、地域別実践研修の方は、もちろん大阪府さんのサポートをいただいたのですが、今年度に関しては、本当に熱意のある方のお力添えで、圏域内で、講師料はなかなか難しいのですが、活動報告につながるであったり、事業所を知っていただけることにつながるという思い等、そういうのにご協力をいただく形でやっているというところです。

あとは、広報も、できるだけファックスを使う等、郵送はできるだけしないようにして、院内で理解がもらえる形で活動ができているというところが、継続できているところになるかなと思います。

ですので、なかなかお願いするのは心苦しい部分もありますが、逆に、つながるメリットをご理解いただく形でやっているというような形ですので、こういうところをサポートいただけたらというところを考えるのはすごく難しいのですが、現在も、自立相談支援センターの方にも相談しながら、どういうふうな活動をしていくのがいいかや、どういうところに広報をしていくのがいいか、また、広報のご協力をいただいたり等お力添えをいただいているところもありますので、そういう形で続けていけたらいいなとは思っているところです。

○部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

ちょっと私からあれですけど。議題1の3ページ目ですが、地図にたくさん書いていただいて、今、かなり具体的な名前が挙がっているのですが、「これは何故」というところもないことはないですね。

豊能圏域は、委員に支援機関がいるのに、記載されていないですよ。それは、支援機関のほうから、「いや、ちょっと待ってくれ」と言われたのか、ほかにも探せばそんなのがあるのではないかなと思いますけれど。

○事務局（地域生活支援課） そうですね。もちろんおっしゃるように、圏域のなかで高次脳機能障がいに入力して、精力的に受入に取り組んでいただいている事業所は、当然あるにはあるのですけれども。

議題1の3ページ目についてはネットワークが既にできている、ないしは、今、つくっていているところについては、具体的に名前などを出させていただいて、今後、ネットワークを構築していこうと思っている圏域については、「一部の医療機関や福祉事業所等により個別ケースで連携」と書かせてもらっております。もちろん断られた等、そういう事情はないので、次年度以降、また豊能圏域や大阪市圏域については、地域支援ネットワークの再構築に向けた取組みができればと思っていますので、次年度以降のネットワークの支援機関の一覧や、このような図を掲載させていただく、また、こういうところに載せさせていただくことも含めご相談をさせていただければと思っています。

○部会長 担当者の匙加減によるのではなくて、一定の基準を設けたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょう。どんなテーマでも結構ですので、気のついたことがございましたら、どうぞ。

○委員 今の地域支援ネットワークの地図のところの次のページのところに、地域支援ネ

ネットワークの再構築についてということで、ネットワークのイメージ図があるのですけれど。たぶん私も、復職や就労のところに該当するのではないかなと思うのですが、全然入れていただいても大丈夫なのですから。障害者就業・生活支援センターが一択で書いてるので、なかなか大変というか、いろいろな就労支援機関が連携して、ここはやっているところかなということで眺めておりました。

今年度、6月に中期目標というか、大きな目標の一つに、発達障がい・精神障がい・高次脳機能障がいという、この三つの困難性を抱える障がい者の方の支援を重点していくというのが、ずっと中期計画として掲げておまして、高次脳機能障がいの方の支援も力を入れているのですけれども。だいたい1,600人ぐらいの全体の利用者数のなかでいうと、毎年50人ぐらい来られる感じですので、まだまだ非常に少ないかなという感じです。

なかでも多いのが、やはり企業にお勤めで、途中で脳梗塞や脳出血、また事故に遭われて、高次脳機能障がいになって休職をして、それから職場復帰をしたい。職場復帰をするにはどうしたらいいのかみたいところで、来られる方が増えている。

あと、職業準備支援という、2か月ぐらい通っていただきながら、アセスメントとちょっとした作業であったり、注意力や記憶力のところをご本人と一緒に振り返っていくみたいなプログラムがあるのですが、そういうところにも、最近は高次脳機能障がいの方が、ちょこちょこ増えてきたかなという感じです。

ただ、量的には圧倒的に精神障がいの方と発達障がいの方が多いのですが、高次脳機能障がいの方も、少しずつ使っていただけるようになってきたかなというのは実感としてありますが、令和4年、令和5年、令和6年の数を見ても、ずっと50人前後というのはあまり変わらない感じなので、そこは、一定の割合で来られているというような感じですかね。というのが現状です。

あと、もし、可能なら教えていただきたかったのが、先ほどの養成研修のところの18ページで、基礎研修と実践研修とあるのですけれども。内容の細かいところをご無理だったらいいのですが、基礎研修でだいたいどのようなことをされているであったり、実践研修でどういう内容みたいなのが含まれているか、そういう研修内容は厚生労働省のほうからきちんとシラバスが下りてきたのか等、どんな内容のことをされているのかなというのがわかればなと思いましたので、質問させていただきます。

○部会長 どうぞ。

○事務局（地域生活支援課） 基礎研修と実践研修の二つについては、あらかじめ国がカリキュラムを定めているところです。

基礎研修については、「高次脳機能障がいとは」というところの基本的な話が主になってき、実践研修については、例えば、地域支援をはじめ、ライフステージに応じた支援や多職種連携、地域連携の必要性、チームアプローチの重要性等、より応用的・専門的な内容について研修を行っていくという内容になっています。

○部会長 よろしいでしょうか。おっしゃっていた議題1の3ページ目も、紙幅の都合もあ

りなかなか全部書き切れないのでしょうか。皆さん、いかがでしょう。

就労支援というのは、ものすごくたくさんあるのですよね。やっと最近わからないこともないのですが、「就ボツ」というのがありますね。それから、就労移行支援事業所というのもたくさんあります。これも、福祉系と、企業系みたいな、いろいろなところがあって、それぞれ特色がいろいろあると思うのですけれど。

そんなことも、なかなか相談の支援者に対して、それぞれ就労支援の立場から説明をいただくというような研修会があってもいいなと、今、お聞きしながら思いました。特に、おっしゃっているように、復職というのは結構難しいですし、職場も厳しいですね。人はいないし、辞めるけれども、補充をしてくれない場合も多く、大変厳しい状況なのです。

もう少し就労は復職させることも大事だなと思いましたが、それから、58歳ぐらいの人が脳卒中になって解雇されて、仕事がしたい。なかなか就労移行支援事業所も受入が厳しいということで。しかし、現実には、58歳で仕事をしなくてもいいと言われると辛い人はたくさんいると思いますね。そのため高齢者でもまだまだ働ける、高次脳機能障がいがあっても、能力が別のところに多少ある人は、むしろ合うところを探してあげようみたいなことも大事かなと思いますので、今後の課題かなと思います。ほかにどうでしょう。私ばかりしゃべっていますけれど。

事務局と同じで、私も、子どもの調査は気になっているのですけれど。一つは、忘れてはいけないのは、救命救急センターや救急病院に、「頭を打ってけがをした子どもが来ましたか」ということが非常に大事かなと思いますね。大昔の話になって申し訳ないのですけれど。私が、まだ大阪府の医療対策課長だったときに、全部の救急病院に、1週間ですが、「頭にけがをしたり、脳卒中になって何人来られましたか」という調査をしました。1週間なので、少しバイアスがあったように思うのですが、入院された方なので、ある意味では中度以上の脳損傷の方々の数がある程度わかったということがありました。

そんなこともあるので、小学校、中学校、高校の調査も大事なのでしょうが、救急の現場でどれぐらい子どもが来ているのかというのは、そこが一番の発生源なので確かだなという思いもありますので、それも少し頭に入れて仕事をしていただけたらと思いました。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

最近、事務局が非常に精力的に事業をしたり資料をつくっていただくので、この会は早く終わるようになっていっているところですが、いかがですか。やはり日頃に立ち話ですると、こういうところで発言するのとは、ちょっと違うと思いますので、もし、頭のなかに何かあったり、心のなかに残っていることがありましたら、ぜひ聞かせていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。○司会（地域生活支援課） 部会長、長時間の進行、ありがとうございました。

また、皆さまも、本日は、お忙しいなか、多くの貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。限られた時間での議論でしたので、また何かご意見等がございましたら、事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

いただいたご意見につきましては、事務局で整理をさせていただき、議事録についても公開をしますので、必要に応じて趣旨確認などをさせていただきます。その際はご協力をお願いいたします。

最後に、部会長におかれまして、この場でご報告させていただきます。

高次脳機能障がいこの部会の発足当時から、部会長としてご尽力をいただいておりますが、今期の10月末までの任期をもちまして、ご退任のご意向を承っております。部会長におかれましては、これまで長きにわたり、本府の高次脳機能障がい支援施策に携わっていただき、誠にありがとうございます。よろしければ、部会長から一言お願いできれば思っているのですが。

○部会長 ありがとうございます。では、少しだけお時間をいただきまして。

私は、元々は府の会議に参加させていただいたときは、いわゆる部会長ではなくて、普通の委員だったので、好き放題にしゃべっていたのですが、いろいろ意見を言わせていただいて、思い出に残っているのは、自動車運転評価です。あの当時、最初の頃は、うちのクリニックに来られた方は、少し不安のある方は、「実車評価をしてほしいんだ」と言ったら、「わかりました。僕もいきます。家族も大喜びです」ということで、兵庫県へ行っていたのですね。今も行っている人があると思うのですけれど。

で、「このままではまずい」と私もふと思ひまして、この会で、「いったいつまで大阪府民を兵庫県へ行かせるんですか」というお話をさせていただいて、で、大阪府がモデル事業として事業を開始して、「いつまでモデルが続くのか」というのは宿題に残っているのですが、堺市も、それに乗っかりやらせていただいたと、また、ほかの圏域にも、広がってきていると。

ただ、他府県を見ますと、リハビリテーションですね、どうしたらもっと運転がきちんとできるようになるのかというリハビリをさせているところもありますので、大阪府は、「あなたは難しいです」ということで、そういう人は事業の対象から外れてしまうということなのですが、これも、今後の課題かなと思ひました。

それから、地域ネットワークというのは難しいですよ。英国みたいに完全なキャッチメント・エリアが決まっているような国ではありませんので、別に兵庫県の人が、大阪府の障がい者自立センターに行かれても断りはしないということだったと思うのですけれど。

だから、豊中の人はこちらに来たり、堺の人があちらに行ったり、いろいろしているのですけれど。それでも、ある程度地域に根ざした拠点病院があって、そのなかで、やはり就労支援までいろいろできるというのが非常に大事だなと思ひます。

それで、またもう一度こういうのをやろうということなのですけれど。この間、事務局の方にも言っていたのですが、福岡県へ行ったら、それがいいかどうかは別にして、完全に四つに分割して、一つは、福岡市だったかな。もう一つのキャッチメント・エリアは福岡県、後の二つは、産業医大と久留米医大、この四つできちんと色分けが、県を四つに分けているのですね。それで、たまたま私がしゃべったので来てくださったのですが、その四つの圏域

のそれぞれ責任のあるお医者さんが出席していただけていました。そういう意味では、やはり抜けがないようにしてほしいのと、それから、その圏域は、もちろん就労の関係も大事ですし、いろいろなものが大事なのですが、やはり中心になる医者ですね。「このところは、誰々というお医者さんが中心です」というのが非常に大事なのではないかなと思います。

それから、子どもの高次脳機能障がいの支援については、これも大阪府がされたのですかね。一度、研修会か何かで、大阪市の先生などに講演をいただいたときに、フロアから手が挙がって、「大阪府はいったい何をしてるんだ。私の子どもは神奈川県まで行ってリハビリを受けることができたんです。大阪府さんも早く対応してほしい」と言われて、それはそうだと、おっしゃるとおりだなと思いましたけれど。また、「子どもさんを持つ家族がやっている会に行きませんか」と言ったら、「また行ってみようかな」というご家族は多いかなと思いますね。というような、勝手なことを言っておりますが。

とはいえ、委員の先生方とオブザーバーの方々、それと、非常にたくさんの事務局の方に、非常に真剣に取り組んでいただいて、もちろん少しずつではありますが、確実に事業として進んできたということは非常に特筆すべきではないかと思います。

また、新たに先生が来ていただけますので、今後、委員の先生方、引き続き出席していただける委員の方々は、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。またがらっと新しいやり方でされるといいのかなと思いますので、長い間、どうもありがとうございました。

○司会（地域生活支援課） ありがとうございました。いただいた意見を踏まえまして、府としてもしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

また、ほかの委員の皆さまにおかれましては、令和6年10月末付けで、今期の任期満了となりますので、また来期の委嘱手続きの際にご意向を確認させていただきたく存じます。それでは、これもちまして、「令和6年度第1回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

（終了）